

台風第24号接近の場合の措置

現在、台風第24号「チャーミー」が日本列島に接近しています。台風第24号が接近した場合、下の「暴風警報が発表されている場合の措置」となります。

但しこの措置は「暴風警報(暴風雪警報など、暴風が入っている警報)が発表されている場合」だけで、「大雨警報」や「洪水警報」など他の警報だけが発表されているときには適用されないで注意して下さい。なお、気象特別警報が出た場合、特別警報が解除されても、暴風警報が発表されていれば自宅待機となります。

暴風警報の措置については生徒手帳の20ページにも記載していますので見ておいて下さい。なお、午前7時以降11時までに解除された場合、2年生の午後カットは適用されません。

[判断及び措置]

1. 午前7時現在で警報が解除されている場合・・・8時35分始業(1限から授業をする)
2. 午前9時現在で警報が解除されている場合・・・10時40分始業(3限から授業をする)
(時間割：月1・2・3・4)
3. 午前11時現在で警報が解除されている場合・・・13時15分始業(5限から授業をする)
(時間割：月3・4)
4. 午前11時現在で警報が続行されている場合・・・休業

☆「東部大阪」における暴風警報(守口・枚方・八尾・寝屋川・大東・柏原・門真・東大阪・四條畷・交野の1市にでも出た場合)で判断する。

☆暴風警報解除の情報は、NHKニュースによる(上記時刻は実際に解除された時刻である)。

☆補充授業が必要な場合は、別途連絡します。

☆10月1日(月)が休校になった場合も、
10月2日(火)の2年生中間考査は予定通り行ないます。